

奥州市上下水道事業告示第2号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により、汚水进行处理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は上下水道部下水道課において縦覧に供する。

令和7年3月10日

奥州市長 倉 成 淳

1 汚水処理を開始すべき年月日

令和7年3月31日

2 汚水进行处理すべき区域

水沢

字日高西、字斉の神、字谷地明円、字高屋敷、字中城、字名残、字高網、字聖天、字水山、字釜田、字蓬田、字桜屋敷、字桜屋敷西、佐倉河字五反町、真城字塚、真城字大檀、真城字雷神、真城字中道、真城字南上野、真城字中上野、真城字迎畑、真城字町屋敷、真城字垣ノ内、真城が丘一丁目、姉体町字原ノ西、姉体町字北余目、羽田町字洗田、羽田町字沼尻の各一部

江刺

岩谷堂字御所橋の一部

3 分流式又は合流式の別

分流式

4 奥州市公共下水道が接続する下水道の終末処理場の位置及び名称

水沢、江刺及び胆沢

(1) 位置 奥州市水沢姉体町字南新田下地内

(2) 名称 北上川上流流域下水道（胆江処理区）水沢浄化センター